

長岡市物品購入等の入札等及び契約に係る情報等公表要領（令和5年10月19日 公告第276号）新旧対照表

改正後	改正前
4 公表の期間 公表の期間は、公表した日から1年間とする。 <u>ただし、指名停止措置業者の公表については、公表した日から指名停止期間満了日の1年後までとする。</u>	4 公表の期間 公表の期間は、公表した日から1年間とする。_____ _____ _____

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行します。